



## ネパール人介護職員のご提案

2025年11月19日

サンホワイト太陽炭株式会社

介護事業所 理事長、施設長、人事御担当者様 御中

お忙しい中、申し訳ございません。毎日の様に報道されている「外国人労働者」にご興味は御座いませんでしょうか？また興味はあるが、採用に不安がある、費用が高額ではないか等、ご心配の施設事業主様はいらっしゃりませんか？

1. 弊社は2019年11月より、特定技能外国人に絞った新規の職業紹介企業です。2020年6月からは、弊社でフィリピン人介護希望者対象に、無料日本語学校を開設しました。現在までにフィリピン人・ベトナム人特定技能介護職員、ベトナム人飲食業種社員、インド人営業職を紹介させて頂きました。本年度より新規に、現在増加の著しい、日本を目指して就業したいという熱意溢れる、ネパール人の御紹介をスタートいたしました。



2024年日経新聞より

2. 中でも、この特定技能制度は、施設種別コード表（訪問型、介護を外部委託されている住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅を除く）の施設に限り、日本人と同じ業務が可能です。事業規模や職員数、介護士人数等の受入事業所の規制もございません。また就業開始時点から、介護施設の人員配置基準等に算定可能です。一方で給料や福利厚生も、日本人と同一もしくはそれ以上の待遇が求められ、3ヶ月に1回、入国管理局に報告も必要となります。ただし外国人労働者の受入上限人数は、正社員の人数迄。

3. また2025年度より法改正があり、一定の条件下で特定技能外国人の訪問介護が許可されました。その条件は①介護での就業経験が1年以上②初任者研修修了者になり、また訪問介護始業時には、就業時の管理体制も必要となります。
4. 今回よりネパール送出し機関と提携し、格安でネパール人介護求職者をご紹介させて頂きます。求職者は、日本で働く事を夢見る若者ばかり。日本での就学・就業経験を持つ求職者は少ないながら、皆さん1年もしくはそれ以上、現地で日本語を勉強されています。加えて本年より求職者が日本でのビザ発給の待ち時間を利用し、就業が決まった求職者には160時間（約4週間）の介護教育を実施しています。講師は介護福祉士の資格を持つ日本人です。（カリキュラムは次ページ参照）

[https://sumitenjob.com/?page\\_id=4371](https://sumitenjob.com/?page_id=4371)

詳しくはホームページ（<https://sumitenjob.com/>）、もしくはお電話（0742-53-0133）、メール（[workinjapan@sumiten.com](mailto:workinjapan@sumiten.com)）にてお問い合わせくださいませ。 担当 白崎（しらさき）

科目	時間	配分
第1章 介護の基本Ⅰ	14	内オンライン授業
1 介護の仕事	1	1 自己紹介・オリエンテーション
2 介護予防	1	1 介護予防・自立支援の理解
3 自立支援	1	
4 虐待防止・身体拘束	1	
5 介護の専門性	1	
6 安全性の確保	1	
7 事故予防・安全対策	3	
8 感染症対策	1	1 感染予防の理解
9 ボディメカニクス	3	1 ボディメカニクスの理解
10 快適な住環境整備	1	
第2章 介護の基本Ⅱ	34	
1 からだの理解	4	1 廃用症候群の理解
2 こころの理解	4	2 バイタルチェック・病気の理解
3 病気の理解	16	1 認知症の理解
4 認知症の理解	6	
5 障害の理解	4	
第3章 コミュニケーション技術	8	
1 利用者とのコミュニケーション	4	1 コミュニケーションのポイント
2 チームのコミュニケーション	4	
第4章 移動・移乗の介護	24	
1 移動・移乗の福祉用具	8	2 福祉機器の使い方と介助方法
2 移動の介助	8	1 体位変換
3 褥瘡(床ずれ)	8	1 褥瘡予防
第5章 食事の介護	12	
1 バランスのとれた食事	1	
2 介護食の種類	3	
3 食事の姿勢	2	1 食事の姿勢
4 食事の介助	4	1 食事の介助
5 口腔ケア	2	
第6章 排泄の介護	24	
1 排泄の大切さ	8	
2 排泄に使う用具	4	
3 オムツの介助	12	1 ポータブルトイレ介助 1 オムツ交換
第7章 整容(身じたく)と衣服の着脱の介	20	
1 整容とは何か	6	
2 衣服の着脱の介助	14	2 衣服の着脱介助
第8章 からだの清潔の介護	16	
1 からだの清潔の目的	1	
2 入浴介助	7	
3 清拭	8	2 機械浴・事故予防
第9章 睡眠	3	
第10章 看取り	3	
総まとめ	2	
合計 時間	160	修了テスト・解説

## 外国人採用費用の比較（介護業種）

### ◇外国人ご紹介費用比較 (費用は外税)

	EPA 実習生	技能実習生	他社特定技能 1 号	弊社特定技能 1 号
特色	インドネシア・ベトナム・フィリピン人のみ	本国への技能移転 2027 年度廃止、多制度へ移行の予定	人材不足の指定 16 業種のみに認められた労働ビザ	同左
就業期間	3 ~ 4 年	3 ~ 5 年	5 年	同左
初期費用	20 ~ 30 万円/人	51 ~ 92 万円/人	30 ~ 100 万円/人	10 万円+片道航空（約 8 万円）=約 18 万円
月額支援費用	2 万円／月人	3 ~ 4 万円／月人 +ビザ更新費用別	2 ~ 4 万円／月人 +ビザ更新費用別	2 万円／月人
外国人への給料	最低時給以上 +残業・休出等	最低時給以上 +残業・休出等	日本人職員と同等 もしくはそれ以上	同左
その他	実習生は労働者ではありません。また介護の技術を学んでも、帰国後本国には介護の仕事はありません。加えて外国人はあくまでも就業目的の出稼ぎですので、高い給料の仕事を目指します。特定技能へ移行の前段階の位置づけ	5 年間が就業期限ですが、就業中に介護福祉士を取得すれば、「介護ビザ」に変更が可能になり、就業期限が無くなります。 施設介護での経験が 1 年以上、初任者研修修了者は、訪問介護にも就業可能となります。		

### ◇その他別途支援費用 (○内数字は、支援計画の概要項目)

内容	ご請求費用	単位
支援計画書作成補助	無料	1 社あたり
② 空港への送迎	20,000 円	1 回につき
③ 住居確保・生活に必要な契約支援	10,000 円	1 回につき
④ 生活オリエンテーション (8H)	30,000 円	1 回につき
⑤ 公的手手続きへの同行	10,000 円	1 回につき



\*自社で実施頂く場合、費用は発生いたしません。

### ◇その他

通訳者手配	20,000 円	一日あたり
ビザ更新費用 (毎年)	無料(印紙代 5,500 円 + 往復簡易書留郵便代のみご負担下さい)	一人あたり 5 年間、4 回の更新

### ◇月額支援費用

⑥ 相談・苦情への対応 (※月額)	20,000 円	一人につき・都度対応
⑧ 定期面談・報告書作成・入管提出	無料	一人につき・1 年毎